

第1 法人税基本通達関係

法人税基本通達のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 収益の計算に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(部分完成基準による収益の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 9 法人が請け負った建設工事等(法第63条第1項《<u>長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度</u>》の規定の適用があるもの及び同条第2項《<u>長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度</u>》の規定の適用を受けるものを除く。以下2 - 1 - 9において同じ。)について次に掲げるような事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、その事業年度において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事収入をその事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(機械設備等の販売に伴い据付工事を行った場合の収益の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 10 法人が機械設備等の販売(法第63条第1項《<u>長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度</u>》の規定の適用があるもの及び同条第2項《<u>長期大規模工事以外の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度</u>》の規定の適用を受けるものを除く。以下2 - 1 - 10において同じ。)をしたことに伴いその据付工事を行った場合において、その据付工事が相当の規模のものであり、その据付工事に係る対価の額を契約その他に基づいて合理的に区分することができるときは、機械設備等に係る販売代金の額と据付工事に係る対価の額とを区分して、それぞれにつき2 - 1 - 1又は2 - 1 - 5により収益計上を行うことができるものとする。</p> <p>(注) .....</p> <p>(利息制限法の制限超過利子)</p> <p>2 - 1 - 26 .....</p> <p>(1) .....</p>	<p>(部分完成基準による収益の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 9 法人が請け負った建設工事等について次に掲げるような事実がある場合には、その建設工事等の全部が完成しないときにおいても、その事業年度において引き渡した建設工事等の量又は完成した部分に対応する工事収入をその事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(機械設備等の販売に伴い据付工事を行った場合の収益の帰属時期の特例)</p> <p>2 - 1 - 10 法人が機械設備等を販売したことに伴いその据付工事を行った場合において、その据付工事が相当の規模のものであり、その据付工事に係る対価の額を契約その他に基づいて合理的に区分することができるときは、機械設備等に係る販売代金の額と据付工事に係る対価の額とを区分して、それぞれにつき2 - 1 - 1又は2 - 1 - 5により収益計上を行うことができるものとする。</p> <p>(注) .....</p> <p>(利息制限法の制限超過利子)</p> <p>2 - 1 - 26 .....</p> <p>(1) .....</p>



改 正 後	改 正 前
<p><u>注)1 この場合の電信売買相場の仲値又は電信買相場は、継続適用を条件として、次のいずれかによることができる。</u></p> <p>(1) 契約の日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の電信売買相場の仲値又は電信買相場</p> <p>(2) 契約の日の属する月の前月又は前週の平均相場のように1月以内の一定期間における電信売買相場の仲値又は電信買相場の平均値</p> <p>2 契約の日までに当該外貨建工事の請負の対価の額の全部又は一部について先物外国為替契約（令第139条の8第1項《先物外国為替契約により円換算額が確定している場合の特例》に規定する先物外国為替契約をいう。）により円換算額が確定している場合であっても、令第129条第1項に規定する「契約の時ににおける外国為替の売買相場による円換算額」は、本通達の本文又は（注）1により円換算した金額とすることに留意する。</p> <p>（外貨建工事の請負の対価の額が増額又は減額された場合の取扱い）</p> <p>2 - 3 - 20 外貨建工事について、契約後、値増しや追加工事等又は値引きや工事の削減等があったことによりその請負の対価の額が増額又は減額された場合における令第129条第1項《長期大規模工事の判定》の規定の適用については、当該外貨建工事に係る当該増額後又は減額後の請負の対価の額を、当該外貨建工事に係る契約時の外国為替の売買相場（当該外貨建工事につき2 - 3 - 19による円換算に用いた外国為替の売買相場をいう。）により円換算した金額とすることに留意する。</p> <p>（外貨建工事の工事進行基準の計算）</p> <p>2 - 3 - 21 外貨建工事における令第129条第3項《工事進行基準の方法》の規定による計算は、原則として、当該計算の基礎となる金額につきすべて円換算後の金額に基づき計算するものとするが、例えば、当該計算の基礎となる金額につきすべて外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行うなど、法人が当該外貨建工事につき継続して合理的に計算している場合にはこれを認める。</p>	<p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>また、当該計算の基礎となる金額について円換算を行う場合には、13の2 - 2 - 1《収益、費用等の換算》、13の2 - 2 - 2《先物外国為替契約がある場合の収益、費用等の換算》及び13の2 - 2 - 4《前渡金等の振替え》によることに留意する。</p> <p>(注) 同項に規定する「工事に係る進行割合」の計算については、工事の進行の割合を示すものとして合理的と認められるものに基づいて計算した割合によることができるのであるから留意する。</p>	

### 三 合併差益金等

改 正 後	改 正 前
<p>(被合併法人から受け入れた減価償却資産の特別償却)</p> <p>4 - 2 - 17 .....措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項、<u>第42条の12第1項</u>及び第43条から第45条の2(同条第3項を除く。)まで.....</p>	<p>(被合併法人から受け入れた減価償却資産の特別償却)</p> <p>4 - 2 - 17 .....措置法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第42条の8第1項及び第43条から第45条の2(同条第3項を除く。)まで.....</p>

### 四 有価証券の評価の方法

改 正 後	改 正 前
<p>(自己株式に係る評価方法の区分)</p> <p>6 - 3 - 3の3 法人が取得した自己の株式又は出資(以下6 - 3 - 3の3において「自己株式」という。)につき次に掲げるものごとにそれぞれ別の区分として令第34条《有価証券の評価の方法》の規定を適用しているときは、これを認める。</p> <p>(1) 商法第212条ノ2第1項(有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。)《定時株主総会決議等に基づく利益による株式の消却を</p>	<p>(自己株式に係る評価方法の区分)</p> <p>6 - 3 - 3の3 法人が取得した自己の株式又は出資(以下6 - 3 - 3の3において「自己株式」という。)につき次に掲げるものごとにそれぞれ別の区分として令第34条《有価証券の評価の方法》の規定を適用しているときは、これを認める。</p> <p>(1) 商法第212条ノ2第1項(有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。)《定時株主総会決議等に基づく利益による株式の消却を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>るための取得》、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第3条第1項《取締役会の決議に基づく利益による株式の消却をするための取得》及び第3条の2第1項《取締役会の決議に基づく資本準備金による株式の消却をするための取得》の規定に基づき取得したもの</p> <p>(2) 商法第210条ノ2第1項《取締役又は使用人に譲渡するための取得》の規定に基づき取得したもの(3に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) 商法第210条ノ2第2項第3号に定める場合において同条第1項の規定に基づき取得したもの</p> <p>(4) 商法第210条第5号及び第210条ノ3第1項(有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。)《売渡請求及び相続による取得》の規定に基づき取得したもの</p> <p>(5) その他の事由により取得したもの</p> <p>(注) .....</p> <p>(自由料率が適用される場合の購入手数料の額の計算)</p> <p>6 - 3 - 5の2 証券取引所に上場されている株式につき低価法を適用する場合において、最終価格に加算することとなる購入手数料の額は、当該法人が通常取得するとした場合の株式数に基づく約定代金につき証券取引所の受託契約準則に定める委託手数料の料率(以下6 - 3 - 5の2において「手数料率」という。)を適用して計算した金額に基づいて算出することに留意する。この場合において、当該手数料率につき証券会社と顧客との合意により定めることができることとされている料率(以下6 - 3 - 5の2において「自由料率」という。)を適用することとなるときは、当該自由料率については、継続して、当該法人の当該事業年度を通じた自由料率の実績に基づき算出した平均的な率その他これに準ずる合理的な方法により計算した率によるものとする。</p>	<p>するための取得》の規定に基づき取得したもの</p> <p>(2) 商法第210条ノ2第1項《取締役又は使用人に譲渡するための取得》の規定に基づき取得したもの</p> <p>(3) 商法第210条第5号及び第210条ノ3第1項(有限会社法第24条第1項の規定により準用する場合を含む。)《売渡請求及び相続による取得》の規定に基づき取得したもの</p> <p>(4) その他の事由により取得したもの</p> <p>(注) .....</p> <p>(自由料率が適用される場合の購入手数料の額の計算)</p> <p>6 - 3 - 5の2 証券取引所に上場されている株式につき低価法を適用する場合において、最終価格に加算することとなる購入手数料の額は、当該法人が通常取得するとした場合の株式数に基づく約定代金につき証券取引所の受託契約準則に定める委託手数料の料率(以下6 - 3 - 5の2において「手数料率」という。)を適用して計算した金額に基づいて算出することに留意する。この場合において、当該手数料率につき証券会社と顧客との合意により定めることができることとされている料率(以下6 - 3 - 5の2において「自由料率」という。)を適用することとなるときは、当該自由料率については、継続して、当該法人の当該事業年度を通じた自由料率の実績に基づき算出した平均的な率(以下6 - 3 - 5の2において「実績平均自由料率」という。)その他これに準ずる合理的な方法により計算した率によるものとする。ただし、<u>実績平均自由料率を算出することが困難な場合において、法人が、当該自由料率として、当該事業年度終了の日以前の当該日に最も近い日において全国証券取引所協議会及び日本証券業協会により公表されている「大口取引に係る株券委託手数料率」を使用しているときは、これを認める。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 最終価格に加算することとなる購入手数料の額については、当該株式を当該事業年度終了の時に一括して取得すると仮定した場合に要する購入手数料の額とすることができるものとし、この場合において、当該購入手数料につき自由料率を適用することとなるときは、自由料率に係る本文の取扱いを適用する。</p>	<p>(注) 最終価格に加算することとなる購入手数料の額については、当該株式を当該事業年度終了の時に一括して取得すると仮定した場合に要する購入手数料の額とすることができるものとし、この場合において、当該購入手数料につき自由料率を適用することとなるときは、自由料率に係る本文の取扱いを適用する。</p>

## 五 報酬、給料、賞与及び退職給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(生計の支援を受けているもの) 9 - 2 - 28 令第72条の2第3号.....</p> <p>(生計を一にすること) 9 - 2 - 29 法人が令第72条の2第4号.....</p> <p>(適格退職年金契約等に基づく給付がある場合の不相当に高額な部分の判定) 9 - 2 - 30 法人が法第36条の3《過大な使用人退職給与の損金不算入》の規定により特殊関係使用人に対して支給する退職給与の額のうち不相当に高額な部分の金額を判定する場合において、退職した特殊関係使用人が、その退職した法人から退職給与の支給を受けるほか、適格退職年金契約に基づく給付、厚生年金基金からの給付又は勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令第74条第5項に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済契約に基づく給付等を受ける場合には、当該給付を受ける金額(厚生年金基金からの給付額については、厚生年金保険法第132条第2項《年金給付の基準》に掲げる額を超える部分の金額に限る。)をも勘案して法第36条の3に規定する不相当に高額な部分の金額であるかどうかの判定を行うものとする。</p>	<p>(生計の支援を受けているもの) 9 - 2 - 28 令第72条の2第1項第3号.....</p> <p>(生計を一にすること) 9 - 2 - 29 法人が令第72条の2第1項第4号.....</p> <p>(適格退職年金契約等に基づく給付がある場合の不相当に高額な部分の判定) 9 - 2 - 30 法人が法第36条の3《過大な使用人退職給与の損金不算入》の規定により特殊関係使用人に対して支給する退職給与の額のうち不相当に高額な部分の金額を判定する場合において、退職した特殊関係使用人が、その退職した法人から退職給与の支給を受けるほか、適格退職年金契約に基づく給付又は厚生年金基金からの給付を受ける場合には、当該給付を受ける金額(厚生年金基金からの給付額については、厚生年金保険法第132条第2項《年金給付の基準》に掲げる額を超える部分の金額に限る。)をも勘案して法第36条の3に規定する不相当に高額な部分の金額であるかどうかの判定を行うものとする。</p>

六 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(取立て等の見込みがあると認められる部分の金額)</p> <p>11 - 2 - 13 令第96条第1項第4号かっこ書に規定する「<u>取立て等の見込みがあると認められる部分の金額</u>」とは、 .....</p>	<p>(取立て等の見込みがあると認められる金額)</p> <p>11 - 2 - 13 令第96条第1項第4号かっこ書に規定する<u>取立て等の見込みがある金額</u>とは、 .....</p>

七 返品調整引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(売掛金の範囲)</p> <p>11 - 3 - 2 .....</p> <p>(注) <u>11 - 2 - 15の(注)</u>.....</p>	<p>(売掛金の範囲)</p> <p>11 - 3 - 2 .....</p> <p>(注) <u>11 - 2 - 2の(注)</u> .....</p>

八 外貨建債権債務の換算

改 正 後	改 正 前
<p>(いわゆる外貨建て円払いの債権債務)</p> <p>13の2 - 1 - 1 .....令第139条の2第1号《用語の意義》..... .....<u>同条第2号</u>.....</p> <p>(外貨建社債)</p> <p>13の2 - 1 - 2 .....令第139条の2第2号《用語の意義》..... .....<u>同条第1号</u>.....</p> <p>(工事進行基準を適用した場合の未収金)</p> <p>13の2 - 1 - 3の2 <u>法人が外貨建工事</u>(2 - 3 - 19《外貨建工事に係る契約</p>	<p>(いわゆる外貨建て円払いの債権債務)</p> <p>13の2 - 1 - 1 .....令第139条の2第1項第1号《用語の意義》..... .....<u>同項第2号</u>.....</p> <p>(外貨建社債)</p> <p>13の2 - 1 - 2 .....令第139条の2第1項第2号《用語の定義》..... .....<u>同項第1号</u>.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の時にける為替相場》に定める外貨建工事をいう。以下13の2 - 1 - 3の2において同じ。)の収益について、法第63条第1項又は第2項《工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定する工事進行基準を適用している場合には、たとえ当該収益に対応する工事収入金を未収金として計上しているときであっても、当該外貨建工事の目的物の引渡しがあるまでは当該未収金は外貨建債権に該当しないことに留意する。</p> <p>(外貨建債権債務につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)</p> <p>13の2 - 1 - 11 .....</p> <p>(注) 外貨建債権債務につき通貨スワップ契約によって生ずる為替換算差額相当額(当該外貨建債権債務の取得時又は発生時の為替相場による円換算額と通貨スワップ換算元本額との差額をいう。以下13の2 - 1 - 12において同じ。)は令第139条の8第3項又は第5項の規定により各事業年度に配分することに留意する。</p>	<p>(外貨建債権債務につき通貨スワップ契約を締結している場合の取扱い)</p> <p>13の2 - 1 - 11 .....</p> <p>(注) 長期外貨建債権債務につき通貨スワップ契約によって生ずる為替換算差額相当額(当該長期外貨建債権債務の取得時又は発生時の為替相場による円換算額と通貨スワップ換算元本額との差額をいう。以下13の2 - 1 - 12において同じ。)は、令第139条の8第3項の規定により各事業年度に配分することに留意する。</p>

九 合併の場合の清算所得に対する法人税

改 正 後	改 正 前
<p>(土地譲渡利益金額がある場合のみなし交付金の計算)</p> <p>19 - 2 - 4の2 合併法人が措置法第62条の3第2項第1号二又は措置法令第38条の5第1項第4号《土地重課の適用がある土地等の合併受入れ》に掲げる行為をした場合において、当該行為により措置法令第38条の4第4項第4号イ(同令第38条の5第3項の規定により準用される場合を含む。)及び同令第38条の4第5項第4号イ(同令第38条の5第3項の規定により準用される場合を含む。)《被合併法人に係る土地譲渡利益金額の計算》の規定を適用して計算した被合併法人に係る土地譲渡利益金額があるときは、当該土地譲渡利益金額につき措置法第62条の3第1項又は第63条第1項の規定を適用して算出した法人税額並びに当該法人税額に係る道府県民税及び市町村民税</p>	<p>(土地譲渡利益金額がある場合のみなし交付金の計算)</p> <p>19 - 2 - 4の2 合併法人が措置法第62条の3第2項第1号二(措置法令第38条の5第1項第4号又は同令第38条の6第1項の規定により読み替えられた同令第38条の5第1項第4号を含む。)《土地重課の適用がある土地等の合併受入れ》に掲げる行為をした場合において、当該行為により措置法令第38条の4第4項第4号イ(同令第38条の5第3項又は同令第38条の6第2項の規定により準用される場合を含む。)及び同令第38条の4第5項第4号イ(同令第38条の5第3項又は同令第38条の6第2項の規定により準用される場合を含む。)《被合併法人に係る土地譲渡利益金額の計算》の規定を適用して計算した被合併法人に係る土地譲渡利益金額があるときは、当該土地譲渡利</p>

改 正 後	改 正 前
<p>( 都民税を含み、これらの税に係る均等割を含まない。以下19 - 2 - 4 の 2 において「土地譲渡利益金額に対する法人税額等」という。)は法第 113条《合併の場合のみなし交付金》の規定により合併交付金とみなされることに留意する。この場合において、19 - 2 - 4 に定める算式の適用については、当該算式を次の算式に読み替えるものとする。</p> <p>( 算 式 )</p> <p>.....</p> <p>( 注 ) .....</p>	<p>益金額につき措置法第62条の3第1項、第63条第1項又は第63条の2第1項の規定を適用して算出した法人税額並びに当該法人税額に係る道府県民税及び市町村民税( 都民税を含み、これらの税に係る均等割を含まない。以下19 - 2 - 4 の 2 において「土地譲渡利益金額に対する法人税額等」という。)は、法第 113条《合併の場合のみなし交付金》の規定により合併交付金とみなされることに留意する。この場合において、19 - 2 - 4 に定める算式の適用については、当該算式を次の算式に読み替えるものとする。</p> <p>( 算 式 )</p> <p>.....</p> <p>( 注 ) .....</p>

十 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>( 在日支店等の資産等の円換算 )</p> <p>20 - 3 - 12 .....13の2 - 2 - 6まで及び13の2 - 2 - 8から13の2 - 2 - 11まで.....</p>	<p>( 在日支店等の資産等の円換算 )</p> <p>20 - 3 - 12 .....13の2 - 2 - 4まで及び13の2 - 2 - 6から13の2 - 2 - 9まで.....</p>

十一 税額の計算等

改 正 後	改 正 前
<p>( 配当等に係る所得税額に対する税額控除の不適用 )</p> <p>20 - 4 - 1 法第 141条第 1 号《外国法人に係る法人税の課税標準》に掲げる外国法人が所得税法第 161条第 5 号《内国法人から受ける配当等》に掲げる配当等の支払を受けた場合において、当該配当等のうち令第 188条の 3 《所得税額の控除の適用がない配当等》に規定する配当等につき同法の規定によ</p>	<p>( 配当等に係る所得税額に対する税額控除の不適用 )</p> <p>20 - 4 - 1 外国法人が内国法人から受ける所得税法第 161条第 5 号《内国法人から受ける配当等》に掲げる配当等につき同法の規定により課される所得税の額については、法第 144条かっこ書き《外国法人の所得税額の控除》の規定により、法第68条《所得税額の控除》の規定の適用がないことに留意す</p>

改 正 188 後	改 正 前
<p>り課される所得税の額については、法第68条《所得税額の控除》の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(注) この場合においても、当該所得税の額については、法第40条《法人税額から控除する所得税額の損金不算入》の準用に関する令第188条第1項第10号《外国法人の国内源泉所得に係る所得の金額の計算》の規定により損金の額に算入されないことになる。</p>	<p>る。</p> <p>(注) この場合においても、当該所得税の額については、法第40条《所得税額の損金不算入》の準用に関する令第188条第1項第10号《外国法人税額から控除する所得税額の損金不算入》の規定により損金の額に算入されないことになる。</p>

## 十二 賞与引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(支給した賞与の額)</p> <p>21 - 3 - 2 旧令第103条第1項及び第2項《賞与引当金勘定への繰入限度額》の「支給した賞与の額」には、<u>令第134条の2第1号又は第2号《使用人賞与の損金算入時期》</u>の規定により損金の額に算入された未払賞与の額もこれに含まれることに留意する。</p>	<p>(支給した賞与の額)</p> <p>21 - 3 - 2 旧令第103条第1項及び第2項《賞与引当金勘定への繰入限度額》の「支給した賞与の額」には、<u>支給すべき債務が確定して未払金に計上した賞与の額も含まれることに留意する。</u></p>

## 十三 製品保証等引当金

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者に補修費の一部を負担させている場合の収益の額の区分計算)</p> <p>21 - 5 - 14 .....《製品保証等引当金勘定への繰入限度額》..... .....</p>	<p>(他の者に補修費の一部を負担させている場合の収益の額の区分計算)</p> <p>21 - 5 - 14 .....《製品保証等引当勘定への繰入限度額》..... .....</p>